

市川市立第八中学校「学校いじめ防止基本方針」

1. いじめの定義と学校の責務

【いじめの定義】 <いじめ防止対策推進法より>

『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

【重大事態の定義】 <いじめ防止対策推進法より>

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態（自殺等重大事態） ※生命被害、身体被害、財産被害、精神被害
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある事態（不登校重大事態）

※学校は、欠席期間が30日（目安）に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、よく設置者と協議したりするなど丁寧に対応する。

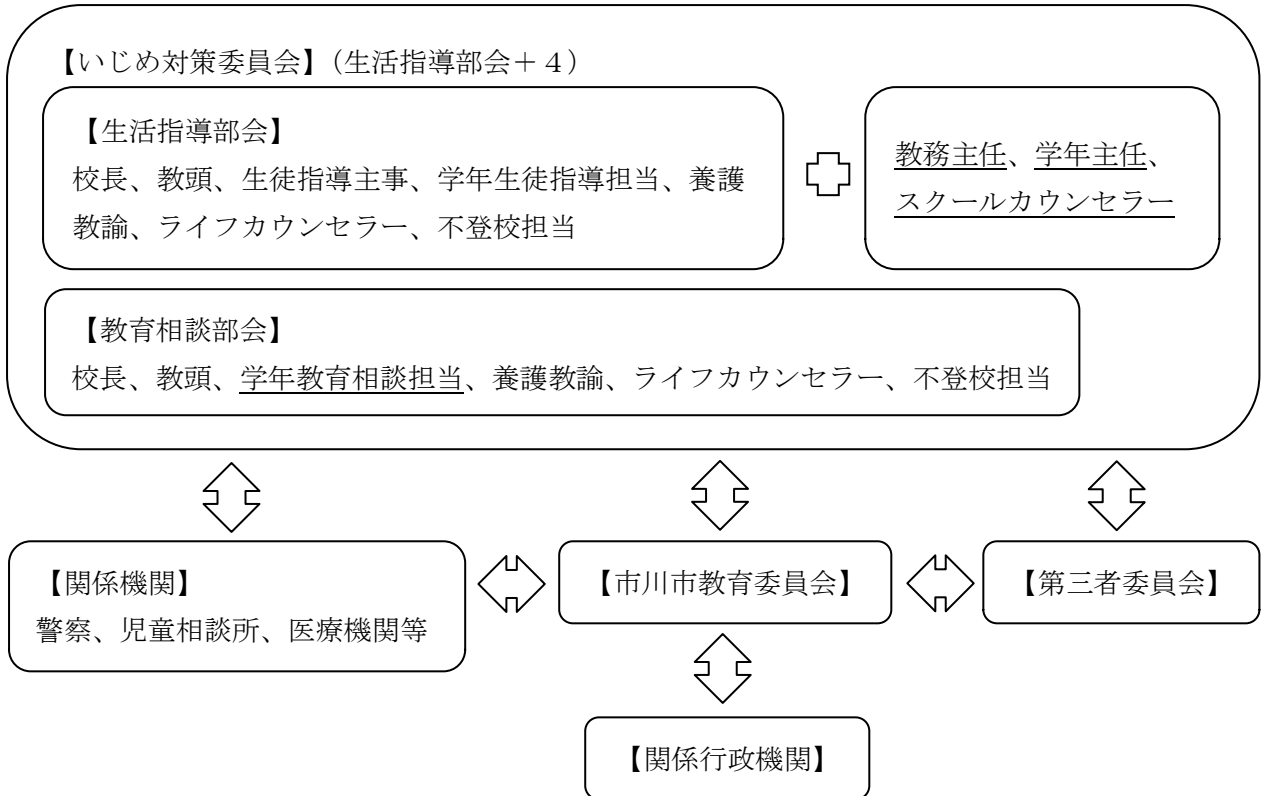
（1）本校のいじめに対する基本的な考え方

いじめはどの学校でも起こり得ることと認識し、日ごろの生徒の様子に目を配り、担任だけで抱え込むのではなく、全教職員で組織として対応しなければならない問題である。いじめ問題に対しては、毅然とした態度で対応し、いじめられたことによる、身体的、精神的な苦痛を考え、被害生徒を全面的に守るという姿勢を持つ。いじめ対応をしたことによるより強い報復行為についても絶対に守りぬくという決意を持つ。また、加害生徒についても何らかの心理的問題を抱えていることがあるので、毅然とした指導後に言い分も聞き、必要な支援を行う。その際、個人情報の取り扱いについては細心の注意を払う。

（2）学校及び職員の責務

いじめは生徒の生命に関わる重大な問題であることを全職員が認識し、1人で抱え込むのではなく、「報告・連絡・相談」を徹底し、全教職員で連携する。いじめに気づいた職員は、速やかに「学年主任→生徒指導主任→管理職」へと報告し、対策を十分に検討した上で組織として対応する。また、日頃から保護者との関係を密にし、場合によっては家庭訪問を積極的に行う。

(3) いじめ防止の組織並びに役割



①いじめ対策委員会

- ・重大事態が確認された場合、校長が緊急会議を招集し、関係機関と連携して対応にあたる。
- ・学校基本方針を策定し、全職員、生徒、保護者に周知する。

②生活指導部会（毎週開催）

- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報を収集し、記録・共有し、対応策を講じる。

③教育相談部会（毎週開催）

- ・学期ごとに「心と学校生活アンケート」を実施し、生活指導部会と連携して、いじめの早期発見・対応に努める。
- ・いじめの相談や悩みごと等の相談に乗り、必要に応じてカウンセラー等に繋ぐ。

2. いじめの対応

(1) いじめの未然防止と早期発見

①未然防止

- ・学級会活動（話し合い活動）を通じて、互いの考えを理解し認め合うことで、豊かな人間関係を構築する。
- ・職業体験等の様々な体験活動を通して、人との関わりを深め、思いやりや優しい心、豊かな心を培う。
- ・普段の授業や学校行事で、生徒が主体的に活躍することで、「自己存在感」や「自己有用感」を高める。
- ・本音で議論する道徳の授業を通じて、豊かな心を培う。（いじめを題材にした劇を行い、テーマに沿って討議を行う。）

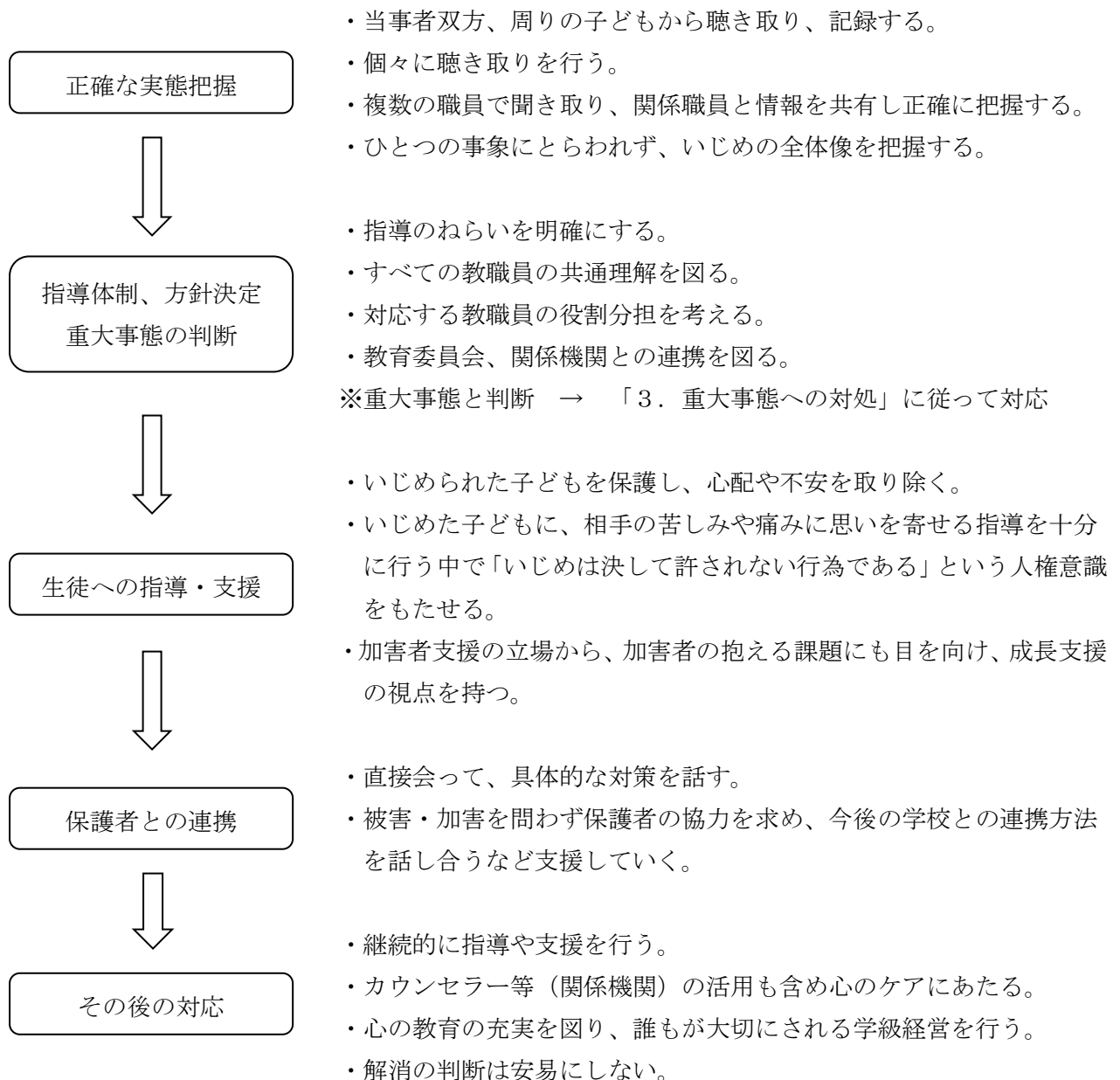
- ・保護者に対していじめ防止対策推進法を周知し、家庭と学校が連携して対応できる体制を整える。

②早期発見

- ・普段から生徒の変化に気を配り、何気ない声掛けを大切にすることで生徒との信頼関係を築く。
- ・学期ごと（年3回）に「心と学校生活アンケート」を実施し、その後、教育相談を実施する。心配な生徒については共通理解を図り、学年・学校体制で対応していく。
- ・三者面談や必要に応じて家庭訪問を実施し、生徒理解に努める。
- ・随時、本人や保護者からの相談に対応する。
- ・相談室にカウンセラーが週4日勤務し、自由来室や予約制の相談により、早期発見に努めるとともに心のケアに努める。
- ・週1回の生活指導部会と教育相談部会で情報を共有し、対応について検討するとともに、月1回の職員会議で情報を再確認し、学校体制で対応する。

(2) いじめが発生した際の対応

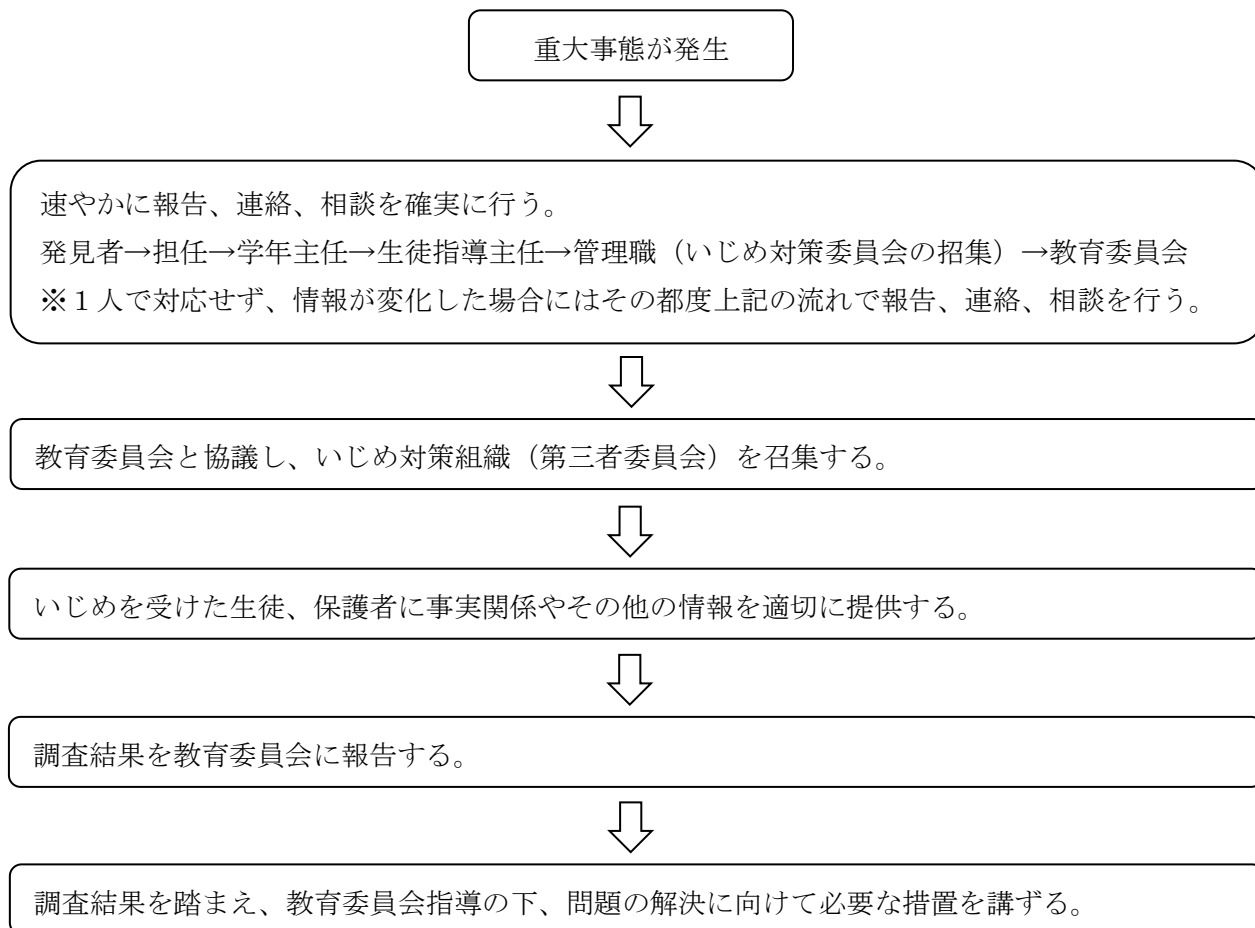
※一人で抱え込まず組織で対応し、いじめられている生徒を絶対に守り抜く。



3. 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（自殺の企図等）や、相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

※重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識すること。



4. 公表、点検、評価等について

いじめ問題を隠蔽せず、学校いじめ防止基本方針が機能しているか、定期的に点検、評価を行う。

- (1) 学校だより、ホームページで「学校いじめ防止基本方針」の公表をする。
- (2) いじめの統計を基に年度末に、職員会議の場で点検、評価を行う。
- (3) いじめの問題への取組を保護者（学校運営アンケート）、生徒（いじめアンケート、授業評価）、教職員（職員会議）で評価し、評価結果を踏まえ必要に応じて修正を加える。

令和5年3月14日改定